

答 申

第1 審査会の結論

「狭山市駅橋上駅舎設置事業の工事請書及び請負代金内訳書」、「狭山市駅自由通路設置事業の工事請書及び請負代金内訳書」、「狭山市駅橋上駅舎設置事業（平成21年度）の工事完了届及び工事費精算書」、「狭山市駅自由通路設置事業（平成21年度）の工事完了届及び工事費精算書」（以下「本件文書」という。）を、部分開示とした狭山市長の決定は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

- 1 平成22年8月4日、本件異議申立人（以下「申立人」という。）である申請者は、本件文書について、狭山市情報公開条例（平成13年6月28日条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、狭山市長（以下「実施機関」という。）に対し、公文書の開示の請求をした。
- 2 平成22年8月18日、実施機関は、本件文書につき、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報が含まれているとして、部分開示の決定をし、当該申請人に通知した。
- 3 平成22年8月18日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てをした。
- 4 平成22年9月30日、実施機関は、条例第20条の規定に基づき、狭山市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、公文書開示審査諮問書を提出した。
- 5 平成22年10月14日、審査会は、実施機関に対し理由説明書の提出を求め、平成22年10月26日付けで理由説明書を受理し、平成22年11月19日、実施機関の担当部署の職員より意見を聴取した。
- 6 審査会は、平成22年12月6日付けで申立人の意見書を受理した。

第3 申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

申立人が行った本件文書の開示請求に対して、実施機関が平成22年8月18日付けで行った部分開示決定について、その処分を取り消し、本件文書の全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

申立人は、異議申立書及び意見書において、次のように主張した。

- (1) 条例は市民の知る権利を最大限に保障することが本旨である。まして、税金の使途の正当性を知るために情報開示を求めたものであり、市が情報不開示としたことは市民の知る権利を著しく制約するものであり、公共の利益優先に反するものである。
- (2) また、「公にしないとの条件で任意に提供された」ものであったとしても市が西武鉄道と事業委託の協定を結び、西武鉄道には事務費を支払って、事業を推進しているうえ、西武鉄道は、工事の明細を請負業者に提出させ、精査して市に報告することが義務付けられるものであり、したがって、工事明細を文書として提出されたものは西武鉄道の私文書ではなく、公文書となる。
- (3) 協定の中で、請書は、西武鉄道の固有文書で第三者に非公開であるという内容も存在しない。
- (4) 平成16年8月5日の国土交通省の通知は、「協定によって鉄道事業者が行う工事について、事業の必要性や効果等について説明責任を果たすとともに、コストを厳しく見直し、効率的に事業を実施していくことが求められている。」としている。西武鉄道もその趣旨は十分理解しているはずである。
- (5) さらに、平成21年2月2日に国土交通省は「公共工事における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせについて」の通知を出している。
- (6) 今回の請求文書は、市の行政執行が妥当であるかどうかを検証するために必

要な文書であり、西武鉄道の提出した請書の内訳書は公文書として開示義務がある。よって、市民に対して工事明細書の金額欄を開示しないということは、条例を無視した違法、不当な処分である。

(7) 以上により、当初求めた内訳書等の全部開示決定を求めるものである。

第4 実施機関の主張

実施機関は、理由説明書において、次のように主張した。なお、当該主張に関し、実施機関の職員に出席を求め意見を聴取した。

- 1 この事業の執行に当たっては、鉄道利用者の安全を確保し、安定した輸送力の維持を損なわないことが最優先であることから、確実な工事施行を行うため、その事業力やノウハウを持った鉄道事業者に業務を委託したものである。
- 2 本件文書における「請負代金内訳書単価及び金額」は、西武鉄道株式会社の情報であり、公にすることにより、今後の競争入札などに支障が生じ、西武鉄道株式会社などの適正な事業活動が損なわれるものであり、条例第7条第3号に該当するため、公文書部分開示決定とした。
- 3 また、「請負代金内訳書単価及び金額」は、請負会社から西武鉄道株式会社に提出されたもので、西武鉄道株式会社の情報であるとともに請負会社の情報でもあるので、請負会社が今後別件工事の受注に際し、同単価及び金額を参考に請負金額を設定させられることも想定され、その場合請負会社も損害を被るものである。
- 4 請負代金内訳書は、「国土交通省都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」の通知に基づいて狭山市が要請をし、西武鉄道株式会社が市からの要請を受けて、公にしないことを前提に行政に協力することを目的に提出されたものであり、市が当該部分を開示した場合には、協力して事業を進める西武鉄道株式会社と市との信頼関係を失い、当該事業を含め今後の事業遂行に支障を生じる。
- 5 請負代金内訳書は受理した時点で市の公文書となるものであるが、西武鉄道株

式会社の内訳書の金額欄を開示しないことは、条例第1条及び第3条を無視した違法、不当な処分であるとの主張であるが、前述のとおり同条例に基づき不開示としたものであり、違法、不当な処分には当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、申立人と実施機関の各主張について審査した結果、以下のとおり判断する。

1 本件文書の「公文書」該当性について

条例第2条第2号に「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。本件文書が、同号に規定される、「実施機関の職員が取得した文書」であり「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして」保有しているものであることは明らかであるため、当然公文書に該当するものである。

2 条例第7条第3号の該当性について

条例第1条において、情報公開制度の目的が規定され、その中で「市民の知る権利を尊重し」とあるが、このことを最大限尊重すべきであることは条例の趣旨からも議論の余地を挟まないものであり、市政の透明性を確保する上で欠かせないものであることは言うまでもない。

しかし、その一方で、個人や法人の権利利益を害する情報、さらには、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報などについては、開示すべきでないということもまた本旨である。

この点について、条例第7条第3号イの規定では、「公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしない

こととされているもの」は開示義務の適用から除外している。これは、法人等において、行政に協力はするが、それによって自己の情報を公にしない権利まで放棄したくないと考えることを容認し、市がこれを開示した場合には、当該法人等との信頼関係を失い、その後の情報が得られなくなるなど事務事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがあることから規定されたものである。

よって、本件文書については、条例第7条第3号イにおいて開示の適用除外と位置づけられる法人等に関する情報に該当するのかを検討する必要がある。

(1) 実施機関の要請を受けて任意に提出したものか

ア 「実施機関の要請を受けて...任意に提出された」とは、市が法令等の規定により法人等に強制的に提出させ、又は義務的に提出させたものではなく、実施機関の要請(行政指導に基づくものを含む)を受けて法人等が任意に提供したものをいう。

イ 実施機関の説明によれば、本件文書は、「国土交通省都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」の通知に基づいて市が要請をし、鉄道事業者である西武鉄道株式会社が市からの要請を受けて、提出したものである。

ウ 上記通知につき、国土交通省は、平成16年7月1日付けで詳細な様式などのひな形を提示し、公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について通知し、さらに、平成22年1月22日付けで、国土交通省と鉄道事業者との申し合わせに基づき、鉄道事業者へ委託して実施する工事については、地方自治体においても当該申し合わせを参考とした運用に努めるようにと通知している。なお、この通知において、鉄道事業者から市へ報告する様式のひな形までもが添付され、工事単価も項目の一つとして記載があることが確認できる。

エ しかしながら、本通知はあくまでも、行政間の連絡に過ぎず、法的拘束力は一切無いものと判断できる。そのため、この書式のひな形に詳細に記

載するものとして掲げられた項目をも含め、その内容については、市が委託した工事に係る費用が適正か否かを検証することを可能ならしめるためのものであり、これらの通知に添付された書式も含め、鉄道事業者に提出を義務付けているものか否かについては、疑問の余地が残るところでもある。

オ 故に、本件文書については、上記の国土交通省通知に基づき、鉄道事業者より市へ報告されたものであるが、当該文書における工事単価及び金額が示された内訳書も含め、法令等の明確な義務付けが有るものとは考えられず、強制されたものでもなく、任意提供されたものと判断することができる。

また、この国土交通省からの通知に記述された「透明性」とは、申立人が言うところの条例第1条の「市民の知る権利」を担保することまでは、当然言及していない。

(2) 公にしないとの条件で提出されたものか。

「公にしないとの条件」とは、市が提供を受けた情報を開示又は公表しないことを明示ないし黙示に約束したことをいう。

この点、本件文書には、後記のとおり、鉄道事業者が請負先である民間事業者に提出させたもので、請負先企業の第三者情報が含まれるところ、市が鉄道事業者と交わした当該工事に係る協定では、工事施工協定書第4条において、工事に関する報告義務のみを課しており、鉄道事業者が提出した図書に対する公開の是非については特に明示されてはいないが、同協定書第7条（疑義が生じた場合の協議）による平成22年8月10日付けの協議において、「内訳書を開示しないという扱いは、鉄道事業者においては、当然の扱い」としていること、及び、本件文書が鉄道事業者より市に提供されるに至った経緯などを考慮すると、市も鉄道事業者の従前の上記扱いを慣習として承認し、これを当然の前提として、鉄道事業者より本件文書

の提供を受けたものと認めることができる。

よって、本件文書については、市が開示又は公表しないことを黙示に約束したものと解する。

(3) 当該条件を付することに合理的な理由があるか。

ア 「当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、当該情報と同種と分類される情報についての社会一般の考え方又は取扱い、約束締結時の諸般の事情その他の要素を総合的に考え合わせたとうえで、なお、合理的であると認められることである。

この点、本件文書のうち、実施機関が開示とした項目は、法人の代表取締役に係る印影と工事単価及び金額であるが、これらは本件文書の全てにおいて共通していることから、以下、文書ごとでなく項目ごとに検討することとする。

イ 法人の代表取締役に係る印影については、条例第7条第3号に規定される法人の内部情報として公表していないものとして了知されているものであり、また、公になることを前提としていない法人情報であるため、公にしないとの条件を付することに合理的な理由が認められ、実施機関が開示としたことは妥当である。

ウ 工事単価及び金額については、当該情報が今回の処分決定における争点となっていることから、本件文書に係る公共工事の実状等を総合的に考慮し検討することとする。

そもそも工事単価とは、公共工事にあっては、上下水道、道路などの土木工事や施設の建築工事などの総体費用を算出するための経費計算の基礎となるものであり、その値が標準化され、年数を経過したものについては、公表されているものもあるというのが現状である。また、市が発注する公共工事にあっては、一般競争入札又は指名競争入札により実施される場合がそのほとんどであるが、その場合、入札に参加

する事業者は、当該総事業費を算出するため、公表されているものはその当該単価を使用するとともに、非公表のものについては、独自に或いは参考図書等によりその単価を使用し、入札額を決定しているものである。

しかしながら、本件文書に係る公共工事については、鉄道事業者である西武鉄道株式会社と市との協定書に基づき、鉄道事業者が独自に入札等を実施し、工事を発注したものであるため、公共工事の中には、民間事業者と民間事業者との契約が存在する特例案件であるといえる。これは、公共工事の中でも、軌道と交錯若しくは軌道から一定の範囲内における道路工事や上下水道工事といったものは全て、工事の安全上の観点から軌道上での工事に熟知している当該軌道に係る鉄道事業者に工事を発注せざるを得ないという実状によるものである。そして、本件文書は、入札を実施し、工事を発注した鉄道事業者が請負先である民間事業者に提出させたものであるから、本件文書に含まれる情報は、市から委託を受けた鉄道事業者の情報であるとともに、鉄道事業者より工事を受注した請負先企業の第三者情報に該当するものである。このうち工事単価及び金額は請負先企業の事業活動の実態を如実に反映するものであって、一般的に開示されないものであり、とくに個々の費目の合計により工事費用の総額が算出される工事請負契約にあっては、個々の費目の単価及び金額をいかに設定するかは、各企業のノウハウないしは経営戦略に属する事柄であり、これが公にされるときには、同業他社との価格競争において不利益を蒙るのみならず、今後、同企業が同種ないしは別件の工事を受注する際に、本件文書に記載された工事単価及び金額を参考に金額を設定される事態が想定され、当該企業の将来における事業活動が害されるおそれが予想される。

以上のことを勘案すると、本件文書の工事単価及び金額については、公にしないとの条件を付することに合理的な理由が認められ、条例第7条第3号の開示義務の適用外の情報に該当すると認められる。

なお、平成22年8月18日付、公文書部分開示決定通知書第5項(開示しないこととする理由)では、不開示理由として、条例第7条第3号のみを掲げているが、本件文書が鉄道事業者より市に提供された経緯に鑑みると、本件文書の工事単価及び金額を開示することで、市と鉄道事業者との信頼、協力関係が損なわれることになれば、将来、工事請負代金内訳書が鉄道事業者により市に任意に提供されない事態も予想されるところである。そのような事態に至れば、市が委託した工事に係る費用が適正か否かを検証することが困難になることが予想されるなど、今後生ずるであろう損失が甚大となる可能性を包含するとともに、今後の市の事務事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれにつながるものであると言えると判断できることから、同条第5号にも該当する可能性があることを付記する。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

狭山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 岡 本 聡 治

委 員 清 水 七都子

委 員 磯 部 静 夫

委 員 大 坂 恵 里

委 員 田 村 泰 俊

[参考] 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 2 年 8 月 1 8 日	開示請求者より異議申立書の提出
平成 2 2 年 9 月 3 0 日	実施機関より公文書開示審査諮問書の提出
平成 2 2 年 1 0 月 2 6 日	実施機関より理由説明書の提出
平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日	審議
平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日	審議
平成 2 2 年 1 2 月 6 日	開示請求者より意見書の提出
平成 2 2 年 1 2 月 9 日	審議
平成 2 3 年 1 月 2 1 日	審議
平成 2 3 年 1 月 3 1 日	答申